

## 「情報公開文書」

受付番号： 2018-1-302

課題名：外来看護師の電話対応による在宅療養支援の実態調査

### 1. 研究の対象

2016年～2018年に、看護部のタイムスタディ調査に協力した看護師

### 2. 研究期間

2018年6月（倫理委員会承認後）～2020年3月

### 3. 研究目的

外来における在宅療養支援の必要者の把握方法や支援策は十分に明らかになっていません。また、近年の外来治療の進展や在院日数の短縮を考慮すると、電話対応による支援も重要になってきていることが推測されます。退院した患者の不安や疑問への対応、加えて、在宅サービスの関係機関からの相談や連絡も、患者の在宅療養を支える上では重要な支援であることが考えられます。

そこで、本研究では、外来看護師による電話対応による在宅療養支援の実態を明らかにすることを目的としています。具体的には、電話対応時間、および電話対応による在宅療養支援内容を明らかにすることです。これらを明らかにすることにより、適正な外来看護師の配置や必要な研修内容を検討するのに有益な資料となり得ることが期待できます。

### 4. 研究方法

2016～2018年のタイムスタディ調査のデータベースを、個人情報がない状態で研究者が受け取って分析を行います。電話対応の所要時間を明らかにします。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：電話の時間、電話の対象者 等

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

### 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、タイムスタディ調査で収集したデータを当該研究に用いられることについてご了承いただけない場合には二次分析の対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院医学系研究科 公衆衛生看護学分野

研究責任者：田口敦子 松永篤志

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL/FAX：022(717)7922

E-mail：ataguchi@med.tohoku.ac.jp

山内泰子（東北大学病院 外来Ⅰ） TEL：022（717）7725

後藤悦子（東北大学病院 外来Ⅱ） TEL：022（717）7738

山内悦子（東北大学病院 地域医療連携センター）TEL：022（717）7618

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ

せ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

## 「情報公開文書」

受付番号： 2018-1-302

課題名：外来看護師の電話対応による在宅療養支援の実態調査

### 1. 研究の対象

2018年8月に、東北大学病院に電話相談をされた患者・関係機関の方

### 2. 研究期間

2018年8月（倫理委員会承認後）～2020年3月

### 3. 研究目的

外来における在宅療養支援の必要者の把握方法や支援策は十分に明らかになっていません。また、近年の外来治療の進展や在院日数の短縮を考慮すると、電話対応による支援も重要になってきていることが推測されます。退院した患者の不安や疑問への対応、加えて、在宅サービスの関係機関からの相談や連絡も、患者の在宅療養を支える上では重要な支援であることが考えられます。

そこで、本研究では、外来看護師による電話対応による在宅療養支援の実態を明らかにすることを目的としています。具体的には、電話対応の所要時間、および電話対応による在宅療養支援内容を明らかにすることです。これらを明らかにすることにより、適正な外来看護師の配置や必要な研修内容を検討するのに有益な資料となり、皆様により良いサービスを提供し得ることが期待できます。

### 4. 研究方法

2018年8月1日～31日の1か月間に、患者様ご本人やご家族からの電話相談、または関係機関からの電話相談された方のカルテ記録が対象になります。その記録から、患者様の性別、年齢、主疾患名、相談内容を、研究者が受け取って分析を行います。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：性別、年齢、主疾患名、相談内容、等

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、タイムスタディ調査で収集したデータを当該研究に用いられることについてご了承いただけない場合には二次分析の対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院医学系研究科 公衆衛生看護学分野

研究責任者：田口敦子 松永篤志

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL/FAX：022(717)7922

E-mail：ataguchi@med.tohoku.ac.jp

山内泰子（東北大学病院 外来Ⅰ） TEL：022（717）7725

後藤悦子（東北大学病院 外来Ⅱ） TEL：022（717）7738

山内悦子（東北大学病院 地域医療連携センター）TEL：022（717）7618

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口と

なります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合